

伊予市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市観光協会（以下「協会」という。）が新たな財源を確保し、協会が行う観光推進事業の品質向上及び地域経済の振興を図ることを目的とした、協会の資産への広告の掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる協会の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 協会のパンフレットやガイドマップ等印刷物
- (2) 協会のホームページ
- (3) 協会の財産
- (4) その他、会長が広告掲載を適当と認めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関係するもの
- (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関係するもの
- (6) 購買意欲を必要以上にそそる内容であるもの
- (7) 個人の名刺広告に該当するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (11) 行政機関等が推奨していると思わせるもの
- (12) 協会の広告事業の円満な運営に支障をきたすもの
- (13) その他会長が広告掲載を不適当と認めるもの

(広告媒体の種類)

第4条 広告媒体の種類は、別に定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第5条 広告媒体の掲載基準は、別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、別に定めるものとする。

(広告の募集)

第7条 会長は、協会が所有する資産に広告を掲載しようとするときは、この要綱及び広告掲載規準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を要領として定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告主を募集するものとする。

- (1) 広告掲載の方法
- (2) 募集する広告の規格及び数量
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 募集の期間及び応募の方法
- (5) 広告掲載の対価の基準となる額
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(募集に対する決定)

第8条 会長は、募集に対する広告主の決定に当たっては、広告掲載の対価により決定する。ただし、特別の理由があるときは、別の方法により決定することができる。

2 会長は、前項の規定により広告主を決定したときは、その結果を申込者に通知する。

(広告主からの申込み)

第9条 会長は、第7条の規定にかかわらず、広告主から申込みがあったときは、募集によらず、広告主を決定することができる。

(手続)

第10条 会長は、広告主を決定したときは、広告実施方法に応じて、許可、契約その他必要な手続きをとらなければならない。

(契約書の作成)

第11条 会長は、請負又は借入れにより広告掲載を行うときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約書により契約を締結しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、この限りでない。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 広告掲載の期間に関する事項
- (4) 広告掲載料の納入期限及びその方法並びに延滞利息に関する事項
- (5) 広告掲載契約の解除に関する事項
- (6) 広告主の責務に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 貸付けにより広告掲載を行う場合に作成する契約書については、その契約書の性質に反しない範囲内で前項の事項を規定するものとする。

(広告掲載契約の解除)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載契約の解除をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載をしないとき。
- (2) 広告主が協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 協会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- (1) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協会に対して保証するものとする。
- (2) 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

2 広告の制作経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。